光沢寺納骨堂 加入管理規約

（総則）

第１条　光沢寺の門信徒及び新たに加入を希望する者が、納骨の意義を理解して、先祖を御安置するために、当寺院納骨堂に納骨しようとする場合は、本規約に定めるところのより、これをお取り扱いし使用権を付与いたします。

（加入金及び申込金）

第２条　納骨堂加入金は別に定めており、別表に記しております。納骨を希望される方は、当寺院にお問い合わせいただき、所定の申込書に必要事項を記入し、申込金と年間管理費を添えてお申し込みください。

（加入金の返金等）

第３条　遠隔地に転住、転葬等でやむを得ない事情で納骨中止の申し出があった場合、原則としてその納骨壇の使用権を放棄していただくと共に、納骨壇を原状に復していただきます。その際、申込金の返金はできません。

（転貸、譲渡の禁止）

第４条　前条の納骨者は、転住及び転葬等の場合であっても、固有基壇の使用権を他に転貸し、または、譲渡することは禁止します。また、お骨の出し入れをする場合、必ず当寺院へご連絡してください。

（固有基壇納骨維持管理費）

第５条

1. 納骨者は、維持管理費として１基壇につき、別に定める年間の管理費を収めていただきます。納入期日は、毎年８月末日までとします。
2. 維持管理費の滞納が１０年を経過した場合は、合同区画内に合葬いたしますので、異議のないよう予め御了承願います。
3. 永代維持管理をご希望の場合は、管理委員会において別に定めます。当寺院へお問い合わせください。

（加入金及び管理費等の改定）

第６条　第２条所定の加入金、第５条の維持管理費（永代維持管理費を含む）及び保管料等は、将来物価の変動に応じて改定することがあります。管理委員会において決定し通知いたします。

（合同区画合葬への移管処理）

第７条　第５条２項及び遺骨管理期限経過後、更新の手続き・更新の意思のない場合は、その旨通知し、さらに加入者からの手続き、または引き取りのない場合は、合同区画内に合葬いたしますので、異議のないよう予め御了承願います。

（納骨名義人及び住所変更等の通知義務）

第８条　　　　納骨者（契約者）及び一時寄託者は、住所及び納骨名義人（契約者）に変更が生じた場合、直ちに変更の通知を当寺院にしてください。また、無断での固有基壇の使用は禁じます。

（管理委員会ならびに規約の変更）

第９条　　　　当規約の変更は、宗教法人光沢寺の責任役員会か、その責任役員会より委嘱された当寺院納骨堂管理委員会において決定します。
責任役員会は、宗教法人光沢寺の代表役員（住職）と責任役員（坊守・門徒総代・門徒代表）にて構成されています。

この規約は、令和６年９月１日より施行します。

ご不明な点がございましたら当寺院へお問い合わせください。

宗教法人　光沢寺
納骨堂管理委員会